

公示に基づく関係労使の意見書

- 3-1 埼玉県労働組合連合会
- 3-2 埼玉県医療介護労働組合連合会
- 3-3 全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部
- 3-4 生協労連 コープネットグループ労働組合
- 3-5 福祉保育労働組合埼玉県本部

2024年7月22日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

地域別最低賃金の改正決定に係る意見書

埼玉県労働組合連合会

議長 新島 善弘

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-10-11

第1木村ビル2階

日頃の貴職のご活躍に対し敬意を表します。

2021年からの急激な物価の高騰、公共料金引き上げにより経済活動に大きな影響を与えている今日の状況ではありますが、2024年度の最低賃金の改定については、物価高騰で経済が後退している状況を打開するため、「労働者全体の賃金の底上げ」によって、景気の回復を図るとともに、すべての労働者が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができるよう、中小企業の経営に特段の配慮をしつつも、下がり続ける実質賃金をプラスに転換でき、さらには東京との格差を大幅に縮める引き上げ額を決定することを求めます。

1、最低賃金額を「早期に1500円」の水準に見合うだけ大幅に引き上げること

現行の最低賃金時間額1028円を大幅に引き上げることを求めます。

理由は次の通りです。

1) 物価高騰から県民の生活を守るためには、最低賃金を大幅に引き上げることが必要

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024では、最低賃金の引き上げについて、「2030年代半ばまでに1500円をめざす」としていますが、すでに国際水準から遅れている最低賃金額を考えれば、それでは遅すぎます。

さらに、今回の春闘においても昨年に続き満額回答などの賃上げが話題となりましたが、賃上げ実施後も、賃上げ水準よりも物価の高騰が上回り実質賃金は依然としてマイナス基調のままとなっています。これでは経済が上向くどころかさらに落ち込んでしまいます。私たちは、昨年の最低賃金改定後も実質賃金がマイナスのままであることを鑑み、今年3月に最低賃金の再改定を求めるため、埼玉労働局に団体署名を提出しましたが、再改定の議論は行われませんでした。その結果が春闘期の賃上げを受けてなお実質賃金のマイナス基調であるならば、今回の最低賃金の改定で、この間の不足分を補うだけの大幅引き上げが必要で、そのこと抜きには日本経済が上向くことはできないと考えます。



同じく物価高騰に苦しむ中小企業の「支払い能力論」を解決するための施策としては、物価高騰の中で経営に苦しむ中小企業に対して、最低賃金の大幅引き上げと合わせた有効な支援も必要になります。すでに「小規模企業振興基本法」の改正時に付帯された決議で、小規模企業の負担軽減のための支援策の実現を図ることが確認されていますので、この決議を実行に移すことが求められます。最低賃金法の根拠としている憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するためにも、埼玉県の最低賃金の大幅な引き上げを実施するとともに、中小企業に対する有効な支援策の実行を埼玉地方最低賃金審議会として、国に求めることを要求します。

2) 都道府県ごとの最低賃金の格差是正も急務の課題

最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも重大な問題です。2023年度の最低賃金は、最も高い東京都で時給1,113円であるのに対し、最も低い時給は893円であり、220円もの格差があります。また、埼玉県においても東京との最低賃金の差が人材不足を深刻なものにしています。埼玉と東京の格差は時給で85円、1ヵ月働くと約1.5万円(173.8時間)の差になります。「埼玉に暮らしていても仕事は東京」という状況を改善するため、今審議会において東京との85円の最低賃金格差是正を強く求めます。

最低生計費調査の結果との差、東京との85円の格差を考えるなら、「目安」で示される金額にとらわれず、同じAランクである東京との格差を縮める大胆な引き上げの提案が必要です。改めて今審議会において東京との格差を縮める明確な意思表示となる引き上げを求めます。

3) 最低賃金の大幅引き上げはコロナ禍・物価高騰における有効な景気浮揚策

私たちは、GDPの約6割を占める家計の消費支出を増やすことが経済発展のうえで重要な対策と考えています。その中でも、最低賃金額の引き上げは、景気浮揚策のひとつであることを訴えてきました。

最低賃金の引き上げは、非正規の立場で働く多くの労働者の生活を改善し、収入の増加分が消費に回る比率の高い低所得層の購買力を高め地域経済を活性化させます。特に物価高騰によって実質賃金が大きく減少している非正規労働者の消費購買力を高めることは経済の回復にとって喫緊の課題であり、早期に解決すべき重要政策でもあります。

中小企業にとっても、最低賃金の引き上げに伴う賃金改善への具体的支援策を前提に、事業を継続していく環境を確保することができれば、エッセンシャルワークを中心とする深刻な人材不足解消が可能となります。冷え込んだ国内消費を刺激し、地域経済の活性化を図る有効策という視点からも、早期に「健康で文化的な最低限度の生活」ができる水準に最低賃金を引き上げることを求めます。

4) ジェンダー平等の視点に立った改正を

2023年の日本のジェンダーギャップ指数は156か国中118位で先進国といわれる国や、東アジア圏の中で最下位となっています。ジェンダーギャップの理由の一つに、女性の労働市場への参加率と男女の賃金格差があげられています。この課題は2006年の第1回調査からほとんど改善が

見られない課題です。男女の賃金格差の原因の一つは、女性が子育て等で一度離職をすると育児との両立のためにはパートやアルバイトなどの非正規で働かざるを得ない労働環境があります。さらに、日本の最低賃金の低さがあり、男女の賃金格差が大きく開く原因となっています。非正規率の高い女性と若年労働者の賃金水準を押し上げ、ジェンダー平等を推進する視点からも、今年度の最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

2、最低賃金額は時間額だけでなく、日額および月額表示を復活すること

現在、最低賃金額の表示は時間額のみですが、労働者の就労形態が様々なように、賃金の支払いの形態も様々です。日額賃金で働く労働者は、建設業や委託、下請けの事業に多く見られるとともに、派遣労働者に最低賃金の影響を受ける低賃金階層が多いという事実を考慮すべきです。

最低賃金法は、すべての労働者を対象にしたものですから、その法律にあるように、時間額だけではなく、日額（8時間基準）・月額（1日8時間で20日および21日労働）の表示をすることが極めて合理的で重要です。時短促進の政策と合致させ、矛盾のない表示とすること、つまり時間額だけではなく、日額・月額での表示を行うことが必要です。

3、審議会運営は民主主義を貫くこと

最低賃金の改定にあたっては、様々な立場からの意見を聞くことが、民主的な審議会運営の大前提と考えます。労働者の実態をより反映するために、第一線の現場に働く臨時・パートなどの非正規労働者の意見を聴取し、議論する機会をもうけ、最低賃金審議会での審議に役立てるべきです。審議会委員の選出にあたっては、特に最低賃金に影響を受ける非正規の立場で働く労働者の実態をつかむため、当事者や当事者を多く組織している団体の意見を聞き、審議会での議論に活かすための公正な委員の任命を求めます。

- 1) 審議会委員の公正な任命を行うこと。
- 2) 引き続き、広範な労働者や中小企業家等の意見を直接聴取する場を補償すること。

以上

2024年 春の時給調査報告

【収集期間】2024年4月12日(金)～4月23日(火)

【調査対象】求人情報誌(フリーペーパー)、新聞折り込み求人広告、WEB募集

【サンプル数】基本サンプル数3,311件(2023年秋2,992件)

■業種については、日本標準産業分類に基づき、13分類として行った。

農業、林業／建設業／製造業

情報通信業／運輸業、郵便業／卸売業、小売業／金融業、保険業

不動産業、物品賃貸業／宿泊業、飲食サービス業

教育、学習支援業／医療、福祉／生活関連サービス業、娯楽業／その他の産業

(1) 集計結果……()内は2023年10月

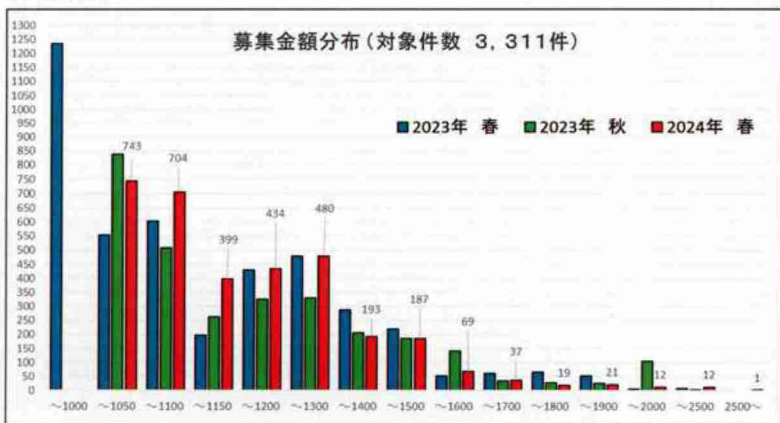
時給…平均1200.8円(1226.0) 最高値2,500円(2,500) 最低値1,028円(1,028)

2023年10月比で、平均値25.2円減少

① 産業別グラフ



② 賃金分布



2024年秋の時給調査は平均で1200.8円となった。

最低値は埼玉県の最低賃金1028円。最も募集が多かった時給帯は1028円～1050円で過去の調査と同様の傾向。

産業別平均では、運輸業が募集件数・平均額とも減少、募集冊子からは原因は読み取れないが2024年問題が関係している可能性が伺える。

全産業平均の時給額が減少した要因は、平均額が低い傾向の卸売・小売り、サービス業の募集に占める割合が増加したため、秋よりも募集水準が下がっているわけではない。

全体として、昨年秋の最賃改定以降、募集価格の水準は高水準となっており、すべての産業の平均額が東京の最賃(1,113円)以上となっている(1件しか募集のない農業は除外)。

2024年		
職業分類	平均時給額	募集件数
その他	1351.8	88
医療・福祉	1253.2	260
飲食・宿泊業	1165.0	939
運輸業	1292.5	596
卸売・小売り	1120.1	684
教育・学習支援	1336.8	34
建設業	1148.0	10
情報通信業	1410.5	19
生活関連サービス	1178.9	423
製造業	1238.6	246
不動産業	1120.9	11
農業	1100.0	1
総計	1200.8	3311

2023年		
職業分類	平均時給額	募集件数
その他	1306.0	49
医療・福祉	1232.4	318
飲食・宿泊	1136.6	573
運輸業	1383.9	779
卸売・小売り	1109.2	447
教育・学習関連	1504.0	7
金融・保険業	1160.0	5
建設業	1174.7	16
情報通信業	1240.9	22
生活関連サービス	1140.4	465
製造業	1276.6	298
農業・林業	1030.0	1
不動産業	1070.6	12
総計	1226.0	2992

③ コンビニの時給平均（参考）

卸売・小売業のコンビニスタッフの募集時給は最低賃金近傍での募集が多く、実際に全産業平均よりもかなり低い水準になっている。これは、フランチャイズによる上納システムが影響しており、産業構造そのものに課題がある。

求人会社名	データ	
	募集件数	平均額
セブンイレブン	37	1080.9
デイリーヤマザキ	10	1111.4
ファミリーマート	30	1059.5
ミニストップ	4	1075.0
ローソン	25	1043.4
総計	106	1068.6

④ 外食産業の水準（参考値）

チェーン別の個別件数が少ないため、参考値となるが外食産業は以前に比べ高水準になってきている。傾向としては客単価の高い店舗は時給も高い傾向になっている。分母の募集件数ももっと増加すればさらに傾向がはっきりすると思われる。

求人会社名	データ	
	募集件数	平均額
いきなりステーキ	5	1240.0
いろり庵きらくそば	2	1400.0
がっせん寿司	1	1100.0
カレーショップC&C	1	1200.0
くら寿司	1	1028.0
ココス	1	1100.0
サイゼリア	2	1100.0
しゃぶしゃぶ木曾路	1	1350.0
スシロー	22	1107.7
はま寿司	2	1125.0
マクドナルド	4	1075.0
モスバーガー	10	1104.0
ロイヤルホスト	13	1130.8
安楽亭	7	1122.9
総計	72	1131.9

求人会社名	時給額	集計
スシロー	1030	1
	1070	1
	1080	3
	1100	7
	1110	1
	1120	4
	1130	3
	1150	1
	1200	1
スシロー 集計		22
総計		22

2024年7月22日

埼玉県最低賃金審議会委員 各位

埼玉県医療介護労働組合連合会
執行委員長 宮本 まき子

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。厚生労働省の2023年度賃金構造基本統計調査によれば、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較すると看護師は117,600円低い実態にあり、さらに介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で76,092円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国各地でも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が4年以上続くなか、いまもなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、コロナ禍が終息しないなかでも関連する補助金などは廃止され、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がりが病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えるなど、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。

この間、賃上げに資するベア評価料などの報酬改定がありましたが、すべてのケア労働者が対象とならない差別的な内容であることや、病院と診療所で格差をつける配分となっていることなど、チーム医療の現場では使いづらい不十分な内容です。全産業的に5~10%の賃上げが実施されるなか、医労連の回答状況は3%の賃上げにも満たなく、さらに格差が広がる状況となっています。

このような状況が長引くことで、そこで働く労働者の心身の疲弊も限界を超え、看護現場では、「慢性疲労」8割、「仕事を辞めたい」8割に達し、離職者が増え、募集定員に満たない実態が続き悪化しています。現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足を改善することはできません。この状態が続けば、選ばれない職業となり、地域から病院、介護施設がなくなり、国民の要求に応える医療・看護・介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが早急に求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。



以上

【資料】

下図の見方

* 「医療・福祉」分野で働く一般労働者「きまって支給する現金給与額」

(所得税、社会保険料等含む、短時間労働者は除く)→棒グラフ、左軸

* 最低賃金額(22年10月～23年9月までの金額)→折れ線グラフ、右軸

* 図1「男性の都道府県別金額」、図2「女性の府県別(抜粋)金額」

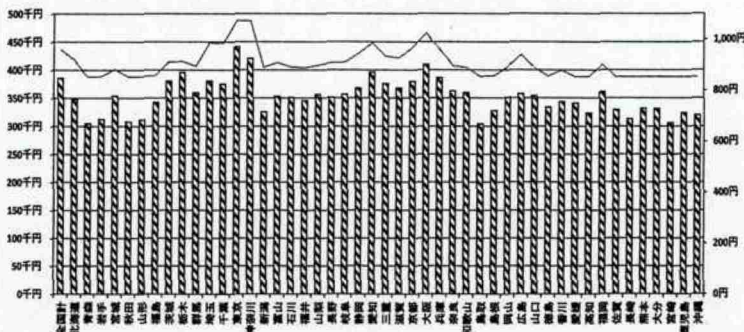
特徴点

* 賃金格差が地域別最賃にリンク、医療福祉労働者にも顕著な地域間賃金格差

* 地方で働くケア労働者(特に女性)の賃金の低さ、低い待遇は地域最賃の影響

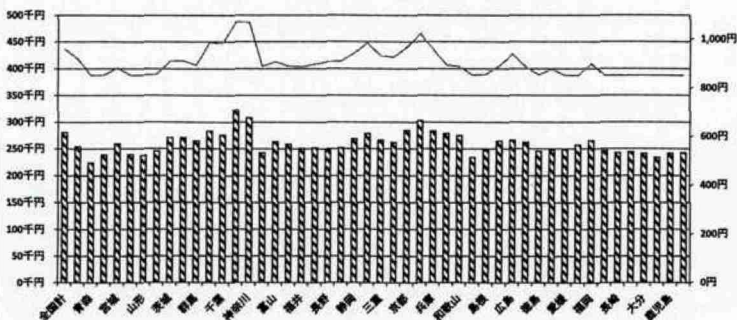
→1人暮らしの若者の最低生計費(月額24～26万)にも満たない県が少なくない

図1 都道府県別、「医療・福祉」一般労働者「きまって支給する現金給与額」と最低賃金額(男性)



(出所) 「令和5年 賃金構造基本統計調査」より作成

図2 都道府県別、「医療・福祉」一般労働者「きまって支給する現金給与額」と最低賃金額(女性)



(出所) 図1と同じ。

図表出典

「最低規制に関する考察(最低賃金制度を中心に)」中澤秀一(静岡県立大学短期大学教員)

2024年7月22日

埼玉地方最低賃金審議会委員 各位

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部
執行委員長 水野谷 孝夫
(公印略)

2024年度埼玉地方最低賃金改定に当たっての意見

労働者と県民の生活改善のため、ご尽力されている貴会に対し敬意を表します。

7月1日、2024年埼玉地方最低賃金審議会が開催され、貴会に対し諮問されました。これを受けて、近々、貴会から答申がなされるものと承知しております。

ロシアによるウクライナ軍事侵攻や円安などの影響により、物価が高騰し県民生活は極めて深刻な情勢の下での審議となります。そのために、最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金への最低賃金法改正は急務となっています。是非、埼玉地方最低賃金審議会委員におかれましては審議と議論を尽くして下さることを強く要請致します。

1. 実質賃金・可処分所得減少と物価高で生活苦

24春闘では、33年ぶりの賃上げがあり3%以上引き上がりました。しかし、実質賃金は26ヶ月連続の減少と物価高に追いつかない状況が続いています。世界的に見ても、日本の賃金水準が極めて低い状況が続き、労働者の生活は悪化の傾向が続いています。4月の消費動向調査では前月比1.2ポイント低下し38.3%となり、7カ月ぶりのマイナスとなり、コロナ禍後の回復傾向にブレーキがかかっています。2020年以降、実質可処分所得は減少傾向が続き、2023年9月期は▲0.5%と減少するなど、労働者の購買意欲は減少の一途となっています。

この様な状況は、賃上げが物価高に追いつかないことと、賃上げの影響を受けない中小企業、パート・派遣など非正規労働者の賃上げが停滞していることにあります。また、これまでの消費税増税や社会保険料の連続的な引き上げにより、実質的な賃金が減っていることで非正規労働者や年金暮らしの高齢者など年令を問わず生活は深刻な打撃を受けています。

昨年の最低賃金改定では、全国加重平均は1,004円と1,000円を上まわったものの、1,000円を上回った地域は8都府県にとどまっています。これは、2008年の政労使合意で「2020年の早い時期に全国平均1,000円」からすでに4年も経過しており、政労使合意の平均1,000円は遅きに失したと言わざるを得ません。昨年の「経済財政運営基本方針」（骨太方針）では、「最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げ地域間格差を是正する」としています。しかし、格差は一向に是正されず、地方から東京など首都圏に労働者が移動する傾向が止まりません。東京と埼玉の格差は時給85円であり、ランク内格差を縮小することも求められます。

世界的に見ても、日本の最低賃金が極めて低いことと地域別最低賃金となっている



ことは格差を日本全体の実質賃金が上がらない要因ともなっています。

2. 年齢を問わず生活苦が広がっている

多様な業種で働く労働者が結集する私たち全労連・全国一般埼玉地本では、多くの商業サービスや自治体委託の労働者がいます。ある自治体の電話交換で働く女性は、30年以上にわたり働いていますがこの10年以上は最低賃金に張り付いています。この間に、委託業者は3回も変更されましたが、賃金は最低賃金程度で労働条件もそのたびにリセットされてきました。昨年、会計年度任用職員として採用となり賃金はほとんど変わっていません。この自治体の電話交換の仕事は、市民や業者からの問い合わせに的確に答え案内をしてもらえると大きく評価されています。ダイヤルインでは出来ない、市民サービスの一翼を担っています。川口市にあるバッグの製造会社では、製造の主力は女性の非正規労働者です。会社は、人手不足のため募集していますが時給の高い東京と比較され、なかなか募集が集まらないと嘆いています。東京と埼玉の最低賃金格差は時給85円もあり、月額で12,750円(150時間・月)もあり年間では15万円以上にもなります。これは、年間で7~8%の格差となります。同様の事例は、保育の非正規労働者でも東京に人材が流れるとの意見が出ています。また、高齢者は年金だけで生活が困難となり、退職後も非正規として高齢者雇用として働いており最低賃金に張り付いている状況です。年令を問わず、非正規ではララク労働者の現状は深刻さを増しています。

商業サービスや製造を問わず多くの業種では、女性の非正規労働者は会社にとっての基幹的な労働者であり、ジェンダー平等の観点からも大幅な最低賃金引き上げが必要です。同時に、人手不足の観点からも、非課税限度額や社会保障費の抜本的な見直しが必要と考えます。

3. 地域経済と日本経済の活性化

私達が2月に、埼玉県南部で行った商店街訪問では人手不足が深刻な状況が広がっており、最低賃金の引き上げは必要との声が増えていることがわかりました。同時に、ほとんどの経営者から消費税のインボイス制度への不満・不安の声が例外なく聞くことができました。

最低賃金の改定にあたっては、中小企業への支援は急務であり、社会保険料の企業負担分が重荷であることから、消費税減税や社会保険料の企業負担の軽減こそが有効な方法であると考えます。

「労働運動総合研究所」(労働総研)は、昨年2月に「全国一律最低賃金1500円になつたら生活はどう変化し、経済はどう変わるのか」を発表し、「賃金総額が16.1兆円増加した場合の経済効果は、国内生産額が17.9兆円増加し、粗付加価値額(≒GDP)が10.5兆円増加して、新たに106.6万人の雇用が必要になる」と推計しています。そのための財源は、内部留保の3.3%を活用すれば賃金総額16.1兆円をまかなえるとしています。韓国の事例では、最低賃金を引き上げたことによりGDPも労働生産性も増えています。

最低賃金の大幅引き上げで、個人消費を引き上げることこそ、日本経済を立て直す

もっと重要な経済施策です。私たちは一貫して「雇用も生活も守る」「最低賃金の円滑な引き上げには中小企業支援策が欠かせない」と主張してきました。法整備と行政の力で、中小企業でも大幅な最低賃金引き上げが可能となるよう、直接的な助成金をも含めた中小企業支援策の大幅な拡充・強化を求めるものです。

4. 最低賃金審議会労働側委員の任命について

これまでも再三意見を述べていますが、埼玉地方最低賃金審議会の労働者側委員の任命に当たっては、特定の潮流に偏ることなくローカルセンターの構成に応じて任命することを要望します。

使用者代表の委員は構成する主要な団体から任命されているにもかかわらず、労働側委員は連合とその加盟組織からの推薦のある者のみが労働者代表のメンバーとして任命されています。ILO の条約勧告適用専門家委員会報告（日本案件）でも指摘されています。

広く意見を求める事からも、構成する労働団体の比率に応じて労働者委員の任命を行うことを求めます。

以上

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿



生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾

2024年度の埼玉地方最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は生活協同組合と関連職場ではたらくなかまを組織した労働組合で、従業員の約7割がパート労働者などの非正規雇用で働く労働者です。運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金引き上げをめざし、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消、どこでもだれでも8時間働いたら暮らせる社会、最低賃金1,500円の実現をめざしています。今年度の埼玉地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1. 2024年最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法25条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものです。しかし、この間の急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。従前から存在する格差と貧困の問題もより深刻さを増しています。

昨年、埼玉県は初めて時給1,000円を超え1,028円となりましたが、1日8時間、週5日勤務しても月額18万円程度、年収では220万程度です。この物価高では、ゆとりある暮らしには程遠い金額です。非正規の労働者の中には短時間労働者も多く、時給が上がると「年収の壁」にぶつかり、働く時間を短くするケースが多数を占め、コープネットグループ労働組合の組合員では1,800人近くが社会保険未加入のままです。現場では人手不足が続いている中、時給が上がることによって労働時間を短縮せざるを得ず、「働弁してほしい」との声は、短時間労働者の多い職場の管理者からも多く届いています。社会保険料の負担増分を超える賃上げを求め、「時給1,500円以上にして欲しい」という要望は短時間労働者とその周辺から強く、大きく出されています。

また、社会保険に加入している非正規の労働者の多くは、家計補助ではなく、自分自身の収入で生活しており、この層がより物価高の影響を受け、厳しい暮らしを強いられています。現場での人手不足そして、物価高による生活の圧迫、どちらの側面からも、1日も早い最低賃金の大幅なアップを求める深刻な声をぜひ受け止めた上での議論をお願いいたします。

2. 暮らしの実態について

労働組合がおこなった非正規労働者への転職を希望する理由の聞き取りでは、「同じ職種で時給を比較すると埼玉県内で働くより、東京都内で働いた方が良い」と回答しています。少しでも高い賃金を求め若年層の労働者が都市部へ流出することは、地域の高齢化や少子化が進む要因でもあります。

共稼ぎ世帯は増加の一途をたどり、非正規で働く女性の収入は正規の賃金水準が上らない中、家計にとって、なくてはならない収入となっています。また、前述した通り、非正規労働者の中には1人の収入で家計を支えているケースも少なくなく、物価高により暮らしは厳しさが増すばかりです。これまでも厳しい暮らしをしていた人々が、さらに厳しく辛い日々を過ごしている現状をお伝えします。

●埼玉県内の店舗や宅配センターで働くパート職員、子育て世代からの声

- ・シングルマザーで小学生3人を育てています。夏休みが怖い。給食がなくなり、自宅で昼食を用意しなければならない。経済的に全く余裕がなく、満足な食事を用意できないと思う。子どもたちがいるので、昼間もエアコンをつけなければいけないので、電気代も心配。私の場合、夏休みに旅行だのお出かけなんて言う話ではない。生活ができるかどうかの話。どうやって支出を減らすか、悩んでいる。
- ・物価高が続いて、暮らしの節約もすでに限界がきている。食費もギリギリまで切り詰めている。育ち盛りの子どももたちがいるが、ひもじい思いをさせてしまっている。親としてなんとも情けない気持ちでいる。

- ・受験生の子どもがいます。周りはみんな塾に通っているが、費用が捻出できない。娘は、図書館で勉強をしているようだ。「お母さん、エアコンも効いてて快適だよ！」と笑顔で話している。子どもに気を使わせ、申し訳なさでいっぱい。その上、学費も用意できず、奨学金制度を利用することになる。本当に申し訳ない。

3. 1日8時間働いたら、人間らしく暮らせる最低賃金へ

この間の生活費全般の大幅な値上がりは、労働者全体の暮らしに大打撃を与え続けており、中でも低所得者層の生活に深刻な影を落とし、今や命に関わる問題と言えます。こうした現状から最低賃金を大幅に引き上げることは喫緊の課題です。埼玉県の最低賃金については、中央最低賃金審議会が提示する目安額にとらわれることなく、大幅に上げる審議をお願いします。

全労連の最低生計費試算調査では、25歳単身者が1日8時間働き人間らしく暮らすためには、全国どこでも1,500円(月額23万円)が必要という結果が出ています。ぜひ、すべての労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金の水準という視点で議論し、地域経済の発展や活性化のためにも、埼玉県の最低賃金を1,500円としていただくようお願いいたします。

以上

2024年7月4日

埼玉地方最低賃金審議会 様

福祉保育労働組合埼玉県本部

執行委員長 小寺直人

意見書

民間保育所で働く保育士の過半数が、非正規労働者です。社会福祉基礎構造改革によって進められた正規職員から非正規労働者への置き換えは、止む気配がありません。

施設開所時間が8時間から11時間へ延長され、週5日開所から6日7日開所と保育時間は大幅に増えても、公定価格の人件費対象となる職員配置基準の改善はほんのわずかです。

20年前と同じ人件費運営費で労働基準法を守りながら長時間開所を実現するため、人件費を低く抑えながら、正規非正規合わせて多くの職員で保育を実施するのですから、正規職員も非正規職員も最低賃金近傍で働かざるを得ないのが現状です。

そして、打ち続く物価高がわたしたちの生活苦に、さらに追い打ち掛けています。若い保育士は「切り詰められるのは食費だけ。モヤシは必須だが、それさえ値上がりしてきた」と訴えています。

委員みなさんが決める最低賃金はわたしたち福祉労働者の賃金、生活に直結していることを今一度お考えいただきたいと、ここに意見書を提出します。

